

## みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動（第2次期間の取組方針）

～ ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害 ～

## 1 ゼロ災運動第2次期間の展開

宮城県内において、昨年12月から「みやぎ復旧・復興工事ゼロ運動」を展開し、県下の建設業界団体、発注機関、労働局・監督署が一体となって労働災害防止に向けた取組を強力に推進してきました。今年1・2月の労働災害は、昨年の80人と比較してマイナス19人（23%減）と大きく減少しており、取組の効果が早くも出始めているものの、多発傾向は依然として続いています。

平成25年度も、河川・堤防等の復旧、復興住宅等の木造家屋建築の着工の増大、沿岸部等を中心とした企業施設等の建築の本格化等、復旧・復興が進む中、労働災害が更に増加することが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、ゼロ災運動の第2次期間である平成25年度においても、引き続き、重点的な取組を実施していくこととします。

## 2 第2次期間の取組事項

運動スローガン「ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害」の下、取組期間（平成25年4月1日～平成26年3月31日）を通じ、建設業界団体、発注機関、労働局・監督署が一体となって、次の取組を行うこととします。

## (1) ゼロ災運動推進協議会の開催

平成24年度に引き続き、年間2回（9月、3月）の開催を行います。

また、推進協議会には、主要な建設業界団体・発注機関等が参画している点を踏まえ、今後は、ゼロ災運動の取組事項に関する企画立案に止まらず、宮城県の建設業の労働災害防止対策を広く協議・情報交換する会議として位置付けます。

## (想定される協議事項)

労働災害防止に向けた共通ルールの策定や情報交換

復旧・復興工事の無理のない工期設定、人材や資材の調達への配慮等に関する対外的な働きかけ・情報発信 等

## (2) 安全宣言活動の促進

ア 建設企業トップの労働災害防止に向けた「強い決意」、「リーダーシ

ップ」を、目に見える形で表明していただきながら、対外的にも情報発信していく「安全宣言活動」は、ゼロ災運動の展開に当たり、最も重要な取組です。現時点の、安全宣言実施企業は204社ですが、最終的には宮城県内のすべての建設企業での宣言実施を目標に、目標値を設定した上で、引き続き、活動を強力に促進します

平成25年9月末まで：500社

平成26年3月末まで：750社

25年度4～9月、10～3月の各6カ月間に、それぞれ250～300社、安全宣言を実施していただく。

200社(24年度12～3月(4カ月間)の実施企業数)

× 6月/4月 = 300社

イ 業界団体・建設企業におかれては、今年度開催される安全大会・研修会等を始めあらゆる機会をとらえ、安全宣言の実施についての働きかけを行ってください。

ウ 「労働災害を絶対に発生させない」という強い思いを、現場の監督者・職長・労働者の方々が共有するとともに、対外的にアピールしていくための、ゼロ災運動安全旗の掲揚を、引き続き、推奨します。



### (3) 復旧・復興工事ゼロ災大会の開催

工事の種別等にかかわらず、宮城県内のすべての建設現場での労働災害防止について、意識を共有することを目的に、推進協議会の構成団体・労働局共催によるゼロ災大会を開催します。(8～9月頃実施予定)

### (4) 安全衛生パトロールの実施

ア 労働局・監督署では、ゼロ災運動パトロール、推進協議会構成団体との合同パトロールを、実施します。

イ 木造家屋建築工事での労働災害の増加が心配されることから、労働局・監督署、建設業団体、建災防が連携した上で、安全衛生パトロールを強化します。また、パトロール車両に災害防止を呼びかける掲示を行う、記者発表を通じた公開パトロールを行う等、積極的な情報発信を行います。

### (5) 周知広報

ア 第2次期間のゼロ災運動リーフレットを作成し、労働災害防止対策の

自主的取組に向けた勧奨・周知広報に活用します。

- イ 新たに、木造家屋建築工事の労働災害防止対策リーフレットを作成し、指導・周知啓発を行います。
- ウ 引き続き、労働局・建設業団体・建災防・発注機関のホームページ等で、復旧・復興工事に係る安全衛生ニュース、労働災害の発生状況等に関する情報を集中的に紹介します。

#### (6) 安全衛生教育の充実

ア 建設業で初めて就業する方（新規参入者）、宮城県外の建設事業者・労働者が増えており、基本的な安全衛生ルールの習熟や、現場の円滑な意思疎通・連絡調整等が課題となっています。現場管理者や職長が、的確な統括管理・作業指揮を行うとともに、労働者が安全衛生ルールや正しい作業方法を確実に押さえつつ、作業を進めることが重要です。こうした状況を踏まえ、推進協議会構成団体が連携した上で、東日本大震災復旧・復興工事労働災害防止支援センター・建災防・厚生労働省等が行う安全衛生教育等の活用促進を進めます。

新規参入者教育

建設従事者教育( 建災防の講師が建設現場に出向いて実施する教育で国土交通省でも推奨 )

職長教育

現場代理人に対する教育

解体作業前の事前調査等に関する説明会( 厚生労働省事業として、夏以降、無料の講師派遣が可能となる予定 )

イ 労働局・監督署において、ハウスメーカー、建築工務店を対象とする、木造家屋建築工事の労働災害防止対策講習会を実施します。

ウ 国土交通省と労働局が連携した上で、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に関する集団説明会を実施します。

#### (7) ゼロ災表彰制度の創設

優良な現場管理や労働災害防止対策が実施されており、かつ、労働災害を発生させていない安全衛生担当者、建設現場の現場代理人、職長等を対象とする表彰制度を、新たに創設します。

### 3 災害防止重点対策事項 ( **ゴシックは第1次期間からの変更箇所** )

第2次期間中は、工事の種類ごとに、多発している労働災害の傾向等を踏まえ、次の事項を重点的に取り組みます。

## (1) 共通事項

### ア 基本的な安全管理体制の徹底

元方事業者による作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング、作業場所の巡視、KY活動やリスクアセスメントの確実な実施を通じた、危険の排除

作業主任者及び作業指揮者の選任及び職務励行

転倒災害等の行動型災害を防止するための作業場の整理整頓（5Sの実施）

### イ 安全衛生教育の積極的な推進

**新規参入者教育、新規入場者教育、建設従事者教育、職長教育、現場代理人に対する教育**

雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育（ヒューマンエラーによる災害を防止するための教育を含む。）

## (2) 土木工事

### ア 建設重機・移動式クレーンの安全対策

重機の位置や走行経路、 の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知

立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施

敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施

**重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底**

### イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底

現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底

トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動やリスクアセスメントの徹底

**移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底**

### ウ 土砂崩落防止に向けた安全対策

地山の掘削作業を行う際の、作業箇所や地山の調査の実施、日々の作業開始の点検の励行

上下水道工事等の溝掘削工事における土止め先行工法の採用

エ 墜落・転落防止に向けた安全対策

高所（開口部、作業床等）からの墜落・転落災害を防止するための適正な足場、囲い、手すり、覆い等の設置

「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な足場」の設置の推進

（３）木造家屋建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

足場先行工法に関するガイドラインに基づく施工の促進

平成 21 年 6 月の改正安全衛生規則に基づく足場（中さん・下さん等）の設置

建屋内部開口部からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）

脚立・移動式はしご等の安全な使用方法の徹底

イ 木材加工用丸のこによる災害防止対策

歯の接触による労働災害を防止するための接触予防措置等の確実な使用

木材や歯の反ぱつによる災害を防止するための安全な作業方法の徹底

（４）鉄筋・鉄骨コンクリート建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（24 年 2 月）に基づく、「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解体時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底などの実施

躯体（鉄骨等）上の作業で、作業床を設けることが困難な場合の、親綱・安全帯の使用の徹底

**墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の普及促進**

イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底

現場の作業状況に応じた危険を排除するための K Y 活動やリスクアセスメントの徹底

トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動  
やリスクアセスメントの徹底

**移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底**

(5) 建築物等の解体工事

ア 解体用重機（ニブラ・グラップル）の安全対策

重機の位置や走行経路、 の安全対策等が分かり易く明示された  
作業計画の作成及び労働者への周知

立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立  
入禁止措置の実施

敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実  
施

**重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底**

**解体用車両系建設機械に係る改正法令（平成25年度中に施行予定）  
への確実な対応**

イ 墜落・転落防止に向けた安全対策

建築物の屋根・開口部等からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、  
防網の設置、親綱・安全帯の使用）

**解体工事に伴う足場の盛替時（足場の解体時）の墜落防止措置（親  
綱・安全帯の使用）**

ウ 石綿ばく露防止対策

工事着手前の確実な事前調査の実施

**集じん・排気装置の確実な点検・整備**

防じんマスク（電動ファン付きマスク・フィルター交換式マスク）  
の着用、散水・薬剤散布等による湿潤化対策等について、計画届・作  
業届を要しないレベル3の作業を含めての徹底